

「旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された主な質問及び回答

H29.6.2現在

No.	質問	回答
1. PNR関連		
1	平成29年6月の制度導入後の出国PNRの報告はどのように行うこととなるのでしょうか。	出国PNRについては、税関より航空会社に対して、個別に報告を求めるとしてあり、書面又は予約端末の閲覧又は電子データ(NACCSの汎用申請業務を含む)により報告していただくこととなります。なお、平成30年度のNACCSによる報告の原則化の開始後は、NACCSにより報告していただくこととなります。
2	出国PNRをNACCSにより報告することとなった場合であって、出港72時間前に報告したPNRの内容に変更が生じた場合、変更の都度、報告する必要がありますか。	出港72時間前に報告したPNRの内容に変更が生じた場合であっても、変更の都度、報告していただく必要はありません。
3	出国PNRを報告するよう求められる場合は、税関からどのように要請されるのでしょうか。	出国PNRの報告の求めは、関税法に基づき口頭又は書面等により要請します。
4	出国PNRをNACCSにより報告するためのシステム整備は、支社・支店単位で行う必要があるのでしょうか。	基本的には各航空会社のシステム担当者とサービスプロバイダーとの間でシステム整備に係る調整が行われることになるため、支社・支店単位で行う必要はないと思われれます。詳細は、各航空会社のシステム担当にご確認ください。
5	システム障害等によりNACCSで出国PNRの報告ができなかった場合、その航空機は出港できなくなるのでしょうか。また、直ちに罰則が適用されるのでしょうか。	システム障害等により出国PNRをNACCSで報告できなかったとしても、当該航空機について税関が出港を認めないということはありません。また、報告がなされなかった場合において、故意又は重大な過失により当該報告をせず、又は偽った報告をした場合には罰則の適用対象となります。
6	特殊航空機のうち、ビジネスジェット・プライベートジェットについては、当面、出国PNRの報告を求めず、入国APIについても報告時期の変更は無いとのことですが、臨時便やチャーター便等のビジネスジェット・プライベートジェット以外の特殊航空機についてはどのようになるのですか。	特殊航空機のうち定期便を運航する国内及び海外の航空会社が運航する航空機については、出国PNRの報告の求め及び入国APIの報告期限の前倒しの対象となります。
7	入国PNRについて、予約がなく当日チェックインカウンターにて航空券を購入した場合等は、PNRがNACCSで報告されない場合がありますが、このような場合はどうすればよいのでしょうか。	事前に予約することなく搭乗した旅客であっても、PNRを報告していただく必要があります。書面等の方法で当該旅客のPNRを報告してください。
8	入国PNRについて、72時間前の報告を行った後、出発日遅延等により急遽便名を変更した場合、変更後の便名による72時間前報告ができませんが、このような場合はどのようにすればよいのでしょうか。	入国PNRは、航空機ごとに報告を求めるとしてあり、便名で報告を求めているものではないことから、便名が変更された場合であっても、既に当該航空機の72時間前の報告は行われていることから、特に対応をしていただく必要はございません。
2. API関連		
1	本年6月から入国APIの報告時期が前倒しされますが、報告期限までに報告できなかった場合や内容に誤りがあった場合は罰則が直ちに適用されるのでしょうか。	報告がなされなかった場合や誤った内容の報告が行われた場合について、故意又は重大な過失が認められる場合には、罰則の適用対象となります。また、意図的に繰り返し偽った報告をした場合等には罰則が科されることもあります。
2	入国APIの報告時期の前倒しについて、社内の調整に時間が必要であり、6月からの実施に間に合いませんがどうすればよいのでしょうか。	6月以降、報告期限までに報告がなされなかった場合には、法令違反の状態となります。できる限り早く社内の体制等を整備いただき、関税法令の規定に基づく報告を行ってください。
3	入国APIの報告時期について、出港後30分以内に報告することに対応するためには、出発国との時差の関係から、深夜に出勤して報告しなければならない場合が発生すると考えていますが、必ず出港後30分以内に報告しなければならないのでしょうか。	6月以降、報告期限までに報告がなされなかった場合には、法令違反の状態となります。できる限り早く社内の体制等を整備いただき、関税法令の規定に基づく報告を行ってください。

「旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された主な質問及び回答

H29.6.2現在

No.	質問	回答
4	入国APIの報告時期を「直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時まで」に前倒しすることであるが、この報告時期は国際標準なのでしょうか。	報告時期の前倒しの検討に際して、諸外国における制度を調査しましたが、報告期限を「直前の出発空港を出港した時から一定時間を経過する時まで」としている国が多数ありましたので、国際的な流れに沿ったものとなっていると認識しています。
5	現在、乗組員の入国APIについては、直前の出発空港を出港する前に報告していますが、今回の報告時期の前倒しにより、出港後でなければ報告できないこととなるのでしょうか。	入国APIの報告時期については、「直前の出発空港を出港してから30分を経過する時まで」という報告期限を示しているものであり、旅客・乗組員情報が確定していれば、出港前に報告していただいても構いません。
6	出国APIの報告を求められた場合には、どのように報告すればよいのでしょうか。	出国APIについては、NACCS又は書面により報告していただくこととなります。なお、平成30年度のNACCSによる報告の原則化の開始後は、NACCSにより報告していただくこととなります。
7	二重国籍の乗組員及び旅客のAPI又はPNR報告について、いずれの国籍を報告すればよいのでしょうか。	報告の時点で航空会社が把握している国籍を報告してください。
8	出国APIの報告方法は、入国APIの報告方法と同様にサービスプロバイダ経由での報告という理解でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
9	出国APIについて、到着国において入国APIの報告が不要の場合、チェックイン時にパスポート情報を取得していないため、税関から出国APIの報告を求められても応じられないことがあります。そのような場合であっても、出国APIを作成し、報告しなければならぬのでしょうか。	出国APIについては、関税法において税関が機長に対して報告を求めることができるという規定となっております。航空会社の業務負担等を考慮し、直ちに全ての出国APIを作成し税関に報告することを求めることはしませんが、平成30年度中には出国APIについてNACCSによる報告が原則化されることから、将来を見据え、前広に電子データを作成しNACCSにより報告していただきますようお願いいたします。
10	NACCSによりAPIを報告した場合であって、APIの内容について数名分不足するといった誤りがあった場合、NACCSにより訂正しなければならないのでしょうか。	可能な限り、NACCSにより訂正していただくようお願いいたします。なお、どうしても困難な場合には、書面等で訂正していただいても構いません。
11	ビジネスジェット・プライベートジェット等の特殊航空機について、出国APIを求められた場合、NACCSでの報告が義務化されるまではどのように報告すればよいのでしょうか。	税関様式である「乗組員氏名表」及び「旅客氏名表」による報告を原則としていますが、乗組員氏名表については出港届に記載して報告することも可能です。なお、平成30年度中には出国APIについてNACCSによる報告が原則化されることから、将来を見据え、前広に電子データを作成しNACCSにより報告していただきますようお願いいたします。
12	入国APIの報告時期の前倒し等の制度改正の内容を、外国に所在する本社に通知する必要がありますが、日本政府からレター等により周知していただけないのでしょうか。	日本政府としてレター等により周知することは考えていませんが、「事前報告制度の拡充に関する説明会」の資料を要約した英語版の資料を作成し、税関ホームページに掲載するので、当該資料を活用してください。
3. NACCSによる報告の原則化関連		
1	入出国API及び入出国PNRのNACCSによる報告は法律上義務化されるのですか。	入国APIについては、既に報告が義務化されており、NACCSによる報告の原則化の開始後は、NACCSにより報告していただくこととなります。また、出国API及び入出国PNRについては、NACCSによる報告の原則化の開始後は、税関が報告を求めた場合、NACCSにより報告していただくこととなります。
2	平成30年度中にNACCSによる報告が原則化されるとのことですが、具体的な実施時期はいつですか。	まだ具体的な時期は決まっていますが、遅くとも平成31年3月末までに実施されます。
3	平成30年度に、入出国API及び入出国PNRについて、NACCSによる報告が原則化されるとのことですが、具体的にどのような場合が例外となるのですか。	具体的には、システム障害、天災、航空機の損傷等の理由により、システムを使用して報告することが著しく困難な場合として税関長が認めたときには、NACCSによる報告の例外とすることとしています。

「旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された主な質問及び回答

H29.6.2現在

No.	質問	回答
4	スマートフォンやタブレットといったモバイル端末により、netNACCSを利用することはできるのでしょうか。	netNACCSの利用に際しては、NACCSセンターが提供する「NACCSパッケージソフト」及び「デジタル証明書」をパソコン等の利用端末にインストールする必要があります。スマートフォンやタブレットといったモバイル端末に、「NACCSパッケージソフト」及び「デジタル証明書」をインストールすることができないため、モバイル端末でnetNACCSを利用することはできません。
5	定期便とプライベートジェットのハンドリング業務を行っています。定期便はnetNACCSを利用してAPIの報告を行っており、プライベートジェットについては書面で報告しています。プライベートジェットのAPIについても、netNACCSを利用して報告することは可能でしょうか。	NACCSセンターに機長代行手続きの申請を行い、税関に対しても所定の手続きを行っていただければ、netNACCSを利用して報告していただくことが可能です。
6	入出国APIについてNACCSによる報告が義務化されることですが、入出港届についてはこれまでどおり書面で提出することは可能でしょうか。	入出港届については、NACCSによる報告の原則化の対象としていないため、これまでどおり書面で提出することも可能です。
7	現在、乗組員のAPIの報告は、シータ回線を介してNACCSまで送信しているが、これはNACCSによる報告がなされているということになるのでしょうか。	そのとおりです。
8	NACCSによる報告に対応できていない地方空港に発着するチャーター機についても、NACCSによる報告が原則化された後は、NACCSで報告しなければならぬのでしょうか。	地方空港に発着するチャーター機も含め、全ての航空機の入出国API及び入出国PNRについてNACCSにより報告していただくこととなります。
9	NACCSにより報告する場合、各空港の事務所から各空港の税関官署に報告する必要があるのでしょうか。本社からの一括報告でもよいのでしょうか。	本社からの一括報告で構いません。
10	入出国API及び入出国PNRの報告によって、どのように旅客の通関の円滑化が図れるようになるのでしょうか。	税関においては、事前情報をより多く、より早く、電子的に入手することで、より効果的かつ効率的な旅客のリスク分析を行うことにより、リスクの低い旅客の迅速通関を可能にしたいと考えています。具体的な方法については現在検討中ですが、官民双方にとって有効な制度となるようにしていきたいと考えています。
11	APIやPNRの日本政府への報告を、民間事業者が運営するシステムであるNACCSを利用して報告することについて、外国に所在する本社に説明する必要があるが、NACCSを利用して報告する必要があるという根拠等がわかるような英語の文書等をいただけないでしょうか。	NACCSにを利用して報告する必要があるという根拠等がわかるような英語の文書等を作成する予定はありませんが、「事前報告制度の拡充に関する説明会」の資料を要約した英語版の資料を作成し、税関ホームページに掲載しますので、当該資料を活用してください。
4. 費用関連		
1	入国PNRの報告に係る費用負担を航空会社に求めるのはなぜですか。	民間事業者の回線を利用して税関手続に必要な電子データをNACCSに送信している業務については、船会社等が通信費用等を負担しています。一方、入国PNRの回線利用料は、テロ対策の緊急性や準備期間が短い等の特殊事情を踏まえ、例外的に官側で負担していることから、入国PNRの報告に係る費用負担のあり方を見直す必要があると考えております。今後、見直しの実施時期等について、航空会社の皆様と意見交換を行い、検討していきたいと考えています。
2	入国PNRの報告に係る費用負担について、サミット前のテロ対策という緊急性を踏まえ、費用の一部を官側で負担していることですが、出国PNRの報告にかかる費用についてはどのようなのでしょうか。	入国PNRの報告に係る費用負担のあり方と併せて検討する必要がありますが、出国PNRの報告に係る費用については、航空会社に負担していただく予定です。